

デジタル混信対策の助成制度

他の電波からの混信を受けるために地上デジタル放送を良好に視聴できない受信障害現象(デジタル混信)の対策事業を行う者に対し、国がその費用の一部を補助する。

- 1.事業主体: 民間法人等
- 2.対象地域: デジタル混信が発生している地域
- 3.補助対象:
 - ア 補完的な放送局施設又は有線共聴施設の整備:補助率1/2
 - イ 放送局施設の改修工事(チャンネル切替工事 等):補助率2/3 (本件の対策に該当します。(※1))
 - ウ 受信者施設の改修工事(高性能アンテナ工事 等):補助率10/10 (本件の対策に該当します。(※2))

